

## 意見書案第1号

### 子どものために保育士配置基準の抜本的な見直しと 保育士等の処遇改善を求める意見書

コロナ禍で保育施設の重要性は広く社会に認識されるようになったが、その一方で、度重なる保育施設での事件事故が多発しており、子どもを預ける保護者の中では、保育の安全性を不安視する声が多くなっている。子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命を守るためにも保育士の配置基準の見直しと保育士等の処遇改善が急務となっている。

保育士配置基準全体は55年前、特に4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は74年前から変わっていない。この間、幼保一元化や保育所保育指針の改定により、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示された。そのため、保育の在り方はより一層教育的な要素を含む子どもへの関わりが必要となり、保育士に求められる業務負担が増加している。厚生労働省の調査によると、保育士資格を有している者の約3分の2は現在保育士として働いておらず、その理由として給与の安さが主な要因であることから、公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善が必要と考える。また、昨今多発している乳幼児への事件事故を受け、子どもの命を守るためには、保育士一人一人が心身に余裕をもって子どもに接することのできる環境整備が急務であり、その手立てとして、保育士配置基準を抜本的に見直すことが最優先である。

よって国においては、こども家庭庁の創設を契機とした、子ども政策の強化に向け、下記の事項について早急に取り組むよう求める。

1. 子どものために保育士配置基準の抜本的な見直しを行い、保育士増員を図ること。
2. 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

厚生労働大臣 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策担当） 様

福島県白河市議会議長 筒井 孝充